

春日井市都市緑化植物園施設使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市緑化植物園条例（昭和63年春日井市条例第21号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する使用料の減免の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 公共団体又は公共的団体が公共目的に使用する場合 使用料の全額
- (2) 植物園利用団体がその目的達成のために使用する場合 使用料の全額。ただし、午前・午後の使用区分単位により、月1回を限度とする。
- (3) その他市長が必要と認めた場合 その都度市長が定める額

(登録団体)

第3条 前条第2号に規定する植物園利用団体とは、次の要件を備え、かつ、植物園に登録した団体（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) 植物園の運営協力を主たる目的とする団体であること。
- (2) 植物園の自主事業（教室）を終了した受講生が植物に関する技術の向上及び植物園事業への協力を目的として10人以上で構成する団体で、その構成員のうち3分の2以上が市内に住所を有する者又は勤務している者であること。
- (3) 月1回以上の活動実績を有し、施設利用に当たっては団体の構成員の10分の6以上の出席があること。

(登録)

第4条 登録団体として登録しようとする団体は、登録を受けようとする年度の前年度の11月末までに春日井市植物園施設利用団体登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（第2号様式）
- (2) 規約

- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業計画書（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の要件を備えていると認めるときは、植物園施設利用団体登録証（第5号様式）。以下「登録証」という。）を1月末日までに申請者に交付するものとする。

3 登録団体が、植物園の研修室及び展示室を利用しようとするときは、利用許可申請書に合わせ、登録証を提示しなければならない。

4 前項の規定により植物園を利用した登録団体は、出席者の総数及び出席した登録団体の構成員の数を市長に報告しなければならない。

5 登録証の有効期間は、1年とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

（変更届）

第5条 登録団体は、代表者等その内容に変更が生じた場合は、速やかに植物園施設利用登録団体変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（取消し）

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
- (2) 同一会員で二重の登録が判明したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、植物園の使用料の減免について必要な事項は、市長に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。